

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費

補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症医療機関等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、次の各号に定める医療機関等において、新型コロナウイルス感染拡大の防止や医療提供体制の強化を図ることを目的とし、必要な医療設備等の導入に要する経費について予算の範囲内で補助する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（以下「入院医療機関」という。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する外来医療を提供する医療機関（以下「外来医療機関」という。）
- (3) 知事が別に指定する重点医療機関及び入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関（以下「重点医療機関等」という。）
- (4) 入院医療機関、重点医療機関、診療・検査医療機関及び県内の地区医師会が設置する臨床検査センター（以下「検査機関等」という。）

(補助対象)

第3条 この補助金の補助対象は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年9月22日付け医政発0922第38号厚生労働省医政局長、健発0922第14号厚生労働省健康局長、薬生発0922第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知別紙）3事業内容の（3）から（5）まで及び（17）に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分の間での経費の配分の変更は、これを認めない。
- (2) 事業の内容のうち、品目又はその数量（事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）を変更する場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第179号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (7) 知事は前号の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を勘案して定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告しなければならないものとし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（一社、一所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の公的補助金及び民間助成金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第7条 事業の完了した日（前条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して1箇月を経過した日（又は補助金の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の交付）

第8条 この補助金の交付は、事業完了後、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月16日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
入院医療機関に対する設備整備	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 入院医療機関の新設、増設に伴う初度設備 133,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） 3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数</p> <p>(5) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 21,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10
外来医療機関に対する設備整備	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1 施設当たり 905,000 円</p> <p>(2) HEPA フィルター付パーテーション</p>	需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費	

	<p>205,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>3,600 円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>(4) 簡易ベッド</p> <p>51,400 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	
検査機関等に対する設備整備※	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 次世代シークエンサー</p> <p>(2) リアルタイム PCR 装置（全自動 PCR 検査装置を含む）</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置</p> <p>(1)～(4) 全て知事が必要と認めた額×台数</p>	使用料及び賃借料、備品購入費
重点医療機関等に対する設備整備	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 超音波画像診断装置</p> <p>11,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) 血液浄化装置</p> <p>6,600,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 気管支鏡</p> <p>5,500,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	使用料及び賃借料、備品購入費

	<p>(4) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 生体情報モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 分娩監視装置 2,200,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 新生児モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数</p>		
--	--	--	--

※留意事項

- (1) 県から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- (2) 県との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。